

四日市港管理組合公報

第 1140 号

令和 7 年 9 月 24 日

水曜日

目次

規則

- 四日市港管理組合職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する (総務課) 2
規則

規則

四日市港管理組合職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布します。

令和7年9月24日

四日市港管理組合管理者 三重県知事 一見勝之

四日市港管理組合規則第6号

四日市港管理組合職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則

四日市港管理組合職員の勤務時間、休暇等に関する規則(平成7年四日市港管理組合規則第6号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
(休暇の単位及び計算)	(休暇の単位及び計算)
第13条 (略)	第13条 (略)
2~4 (略)	2~4 (略)
5 1時間を単位とする介護休暇は、1日を通じ <u>4時間</u> （当該介護休暇と要介護者を異にする介護時間の承認を受けて勤務しない時間がある日については、当該4時間から当該介護時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間）の範囲内とする。	5 1時間を単位とする介護休暇は、1日を通じ、 <u>始業の時刻から連続し、又は終業の時刻まで連続した4時間</u> （当該介護休暇と要介護者を異にする介護時間の承認を受けて勤務しない時間がある日については、当該4時間から当該介護時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間）の範囲内とする。
6 介護時間は、1日（当該介護時間と要介護者を異にし、半日を単位とする介護休暇の承認を受けた日を除く。）を通じ <u>2時間</u> （育児休業条例第24条第1項の規定による部分休業の承認を受けて勤務しない時間がある日については、当該2時間から当該部分休業の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間）の範囲内とする。	6 介護時間は、1日（当該介護時間と要介護者を異にし、半日を単位とする介護休暇の承認を受けた日を除く。）を通じ、 <u>始業の時刻から連続し、又は終業の時刻まで連続した2時間</u> （育児休業条例第24条第1項の規定による部分休業の承認を受けて勤務しない時間がある日については、当該2時間から当該部分休業の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間）の範囲内とする。
7 (略)	7 (略)

附 則

この規則は、令和7年10月1日から施行する。

令和 7 年 9 月 24 日

四日市港管理組合公報

第 1140 号

発行 四日市港管理組合

三重県四日市市霞二丁目 1-1
四日市港管理組合経営企画部総務課
電話 059-366-7006

四日市港管理組合公報は、四日市港管理組合ホームページにも掲載しています。

<https://www.yokkaichi-port.or.jp>
